Nagano Prefecture

令和４年度　第２回長野県歯科口腔保健推進県民会議	資料３
令和５年３月15日（書面開催）	

令和５年度における
長野県歯科口腔保健に関する事業内容（案）

長野県健康福祉部健康増進課

令和５年度における長野県歯科口腔保健に関する事業内容（案）

要　旨

○　長野県においては、令和３年10月、歯科口腔保健推進条例を改正し、基本的施策に「オーラルフレイル対策の推進」等を追加した。令和４年度は、追加された基本的施策の具現化のため、新規事業の立ち上げや、関連事業の拡充を図ったところ。

○　令和５年度は、引き続き条例の具現化に向け、ライフステージに応じた歯科口腔の健康づくりを充実させるとともに、全ての県民が住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科口腔の保健医療サービスを受けられる体制の構築を目指す。

【参考】条例の主な改正内容

１．名称の変更：長野県歯科保健推進条例 → 長野県歯科口腔保健推進条例
２．目的の加筆：第１条に「健康寿命の延伸」を追加
３．基本的施策の追加：第10条に６項目を追加

① 定期的に**歯科検診**等を受けるための取組の推進
② **災害時**における歯科口腔に関する保健医療サービスの提供体制の確保
③ **歯科と医科の連携**による保健医療サービスの充実
④ **歯科医療従事者の確保**及び資質の向上
⑤ **オーラルフレイル対策**の推進
⑥ **感染症**の予防対策

拡充 地域歯科口腔保健推進関係者研修事業

「お口の健康推進員」の育成

① 定期的に**歯科検診**等を受けるための取組の推進
⑤ **オーラルフレイル対策**の推進
⑥ **感染症**の予防対策

事業内容

（１）目的：地域における歯科口腔保健推進に関する取組の活性化及び強化を図るとともに、県民自らが歯や口腔に興味関心を持ち、自身やその周囲の人々の歯と口腔の健康づくりに取り組む機運を醸成するため、地域において歯と口腔の健康づくりに関わり、先導的な役割を果たす者を対象とした研修プログラムを提供し、「お口の健康推進員」として認定するもの

（２）研修実施者：市町村及び保健福祉事務所
（県と県歯科医師会が研修プログラムを提供。
県歯科衛生士会も協力）

（３）研修プログラム：・オーラルフレイル対策
（口腔ケアや口腔体操の一般的指導含む）
・感染症予防と口腔ケアの関係性
・歯科口腔保健の推進に資するトピック等　約２時間



拡充 地域歯科口腔保健推進関係者研修事業

「お口の健康推進員」の育成

① 定期的に**歯科検診**等を受けるための取組の推進
⑤ **オーラルフレイル対策**の推進
⑥ **感染症**の予防対策

事業内容

（４）開催方法：研修会を希望する市町村及び保健福祉事務所を募集

（５）研修受講者：市町村・保健福祉事務所等の職員で歯科保健等の担当者
医療保険者団体等に属する歯科保健・公衆衛生担当者
食生活改善推進協議会員
保健補導員
地域の健康ボランティア 等
（対象拡大）

（６）開催時期：令和５年５月中旬頃から令和６年２月下旬まで
（県が県歯科医師会と日程・講師派遣を調整）

（７）その他：研修を受講した方には、修了証とともに
歯みがきアルクマピンバッジを配布。
目標は10圏域各１回以上研修開催。



拡充 オーラルフレイル総合対策事業

⑤ **オーラルフレイル対策**の推進

○　長野県歯科口腔保健推進条例の基本的施策に追加された「オーラルフレイル対策の推進」に基づき、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に検討することを目的として、令和４年度から「**オーラルフレイル対策タスクフォース**」（以下「タスクフォース」という。）を開催。

協議事項	（１）オーラルフレイル対策に関する**普及啓発**について （２）運動・栄養等を含めたオーラルフレイル**予防活動**について （３）オーラルフレイルに関する**相談窓口**等の整備について
令和４年度実績	（１）お口とからだのチェック票の決定 （２）運動・栄養等を含めたオーラルフレイル予防体操の検討 （３）オーラルフレイル相談窓口等の整備
令和５年度目標	（１）普及啓発ツール（お口とからだのチェック票を含むリーフレット）の作成 （２）運動・栄養等を含めたオーラルフレイル予防体操の動画作成 （３）整備したオーラルフレイル相談窓口等の啓発・更新

タスクフォース構成員

県歯科医師会、県医師会、信州大学、松本歯科大学、県歯科衛生士会、県栄養士会、
県言語聴覚士会、県理学療法士会、日本健康運動指導士会（長野県支部）、長野市、飯山市
計14名

【参考】お口とからだのチェック（オーラルフレイル質問票）

	はい	いいえ
半年前と比べて、かたいものが食べにくくなった。	2	
お茶や汁物でむせることがある。	2	
入れ歯を入れている。※	2	
口の乾きが気になる。	1	
半年前と比べて、外出が少なくなった。	1	
ささいか・たくあんくらいのかたさの食べ物を噛むことができる。		1
１日に２回以上、歯を磨く。		1
１年に１回以上、歯医者に行く。		1

※歯を失ってしまった場合は入れ歯を適切に使ってかたいものをしっかり食べることができるよう治療することが大切です。

■　０～２点：オーラルフレイルの危険性は低い
　　３点：オーラルフレイルの危険性あり
　４点以上：オーラルフレイルの危険性が高い

あわせて、食生活や運動習慣、社会参加についてはどうでしょうか。

肉・魚・卵・豆腐などたんぱく質の多い食品や野菜を毎食食べていますか。
日常生活において歩行または同等の身体活動を1日１時間以上実施していますか。
1日１回以上は誰かと会話しますか。

【参考】オーラルフレイル相談窓口等の整備

（診療所）

- 長野県歯科医師会ホームページにて、オーラルフレイルへの対応が可能な歯科医療機関を周知
 →長野県ホームページでもリンク先掲載
- 在宅歯科医療連携室をオーラルフレイルに関する相談窓口としても周知

（病院）

- 信州大学医学部歯科口腔外科栗田教授ら監修のもと、長野県内で摂食嚥下診療に携わる施設のマッピング
 →長野県ホームページでも参考としてリンク先掲載予定



長野県　https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/shika-koukuu.html



一般社団法人長野県歯科医師会　https://www.nagano-da.or.jp/of

オーラルフレイル対策タスクフォース開催スケジュール案

ワーキンググループ（ＷＧ）の設置

- リーフレットの校正、動画の作成について具体的助言を行う。
- タスクフォースの構成員から構成する。：新津構成員、宮嶋構成員、馬島構成員（第１回のみ）、飯山構成員、横井構成員
- 上記以外にも出席を希望する構成員は、出席していただく。
- 第１・第２回ＷＧ終了時点で、タスクフォース構成員全員にメールにて進捗報告し、意見収集する。
- 意見を集約し、10月目途で、タスクフォースを開催する。

〇相談窓口等の更新

- 相談窓口等の更新事項について関係者に確認し、タスクフォースにて承認を得る。

	令和4年度	令和5年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普及啓発		業者調達	リーフレット作成					リーフレット承認		リーフレット印刷		県ＨＰ掲載 関係者へ配布	
予防体操		業者調達			動画作成			動画確認	動画完成			県ＨＰ掲載 関係者へ周知	
相談窓口						窓口等情報更新の必要性検討		更新事項承認		県ＨＰ更新			
タスクフォース等	タスクフォース			第１回ＷＧ		第２回ＷＧ		タスクフォース					

歯科医療関係者人材育成支援事業

④ **歯科医療従事者の確保**及び資質の向上

○　地域医療介護総合確保基金（平成27年度～）を活用し、歯科衛生士の人材育成・確保を目的として、長野県歯科医師会や長野県歯科衛生士会が行っている、高校生への職業紹介の取組や復職支援研修会の開催を支援する事業。令和４年度からは、**職業紹介の対象を中学生まで拡大**。
○　引き続き、中・高校生に対する職業紹介等を通じて、歯科衛生士の養成確保や復職支援を行う。

令和４年度実績	・長野県歯科医師会ホームページのなかに、中学生にも歯科衛生士等の職務内容・やりがいが分かるようなコンテンツを作成。 ・高校の進路指導担当教諭を対象に職業紹介説明会を開催。（６/２長野市、６/30松本市） ※事務局：長野県歯科医師会　養成校４校代表者も参加し学校紹介。





一般社団法人長野県歯科医師会ホームページ内
「歯科医療にかかわる仕事」https://www.nagano-da.or.jp/codental

災害時の歯科口腔保健医療

【災害歯科医療に関する関係法令等】

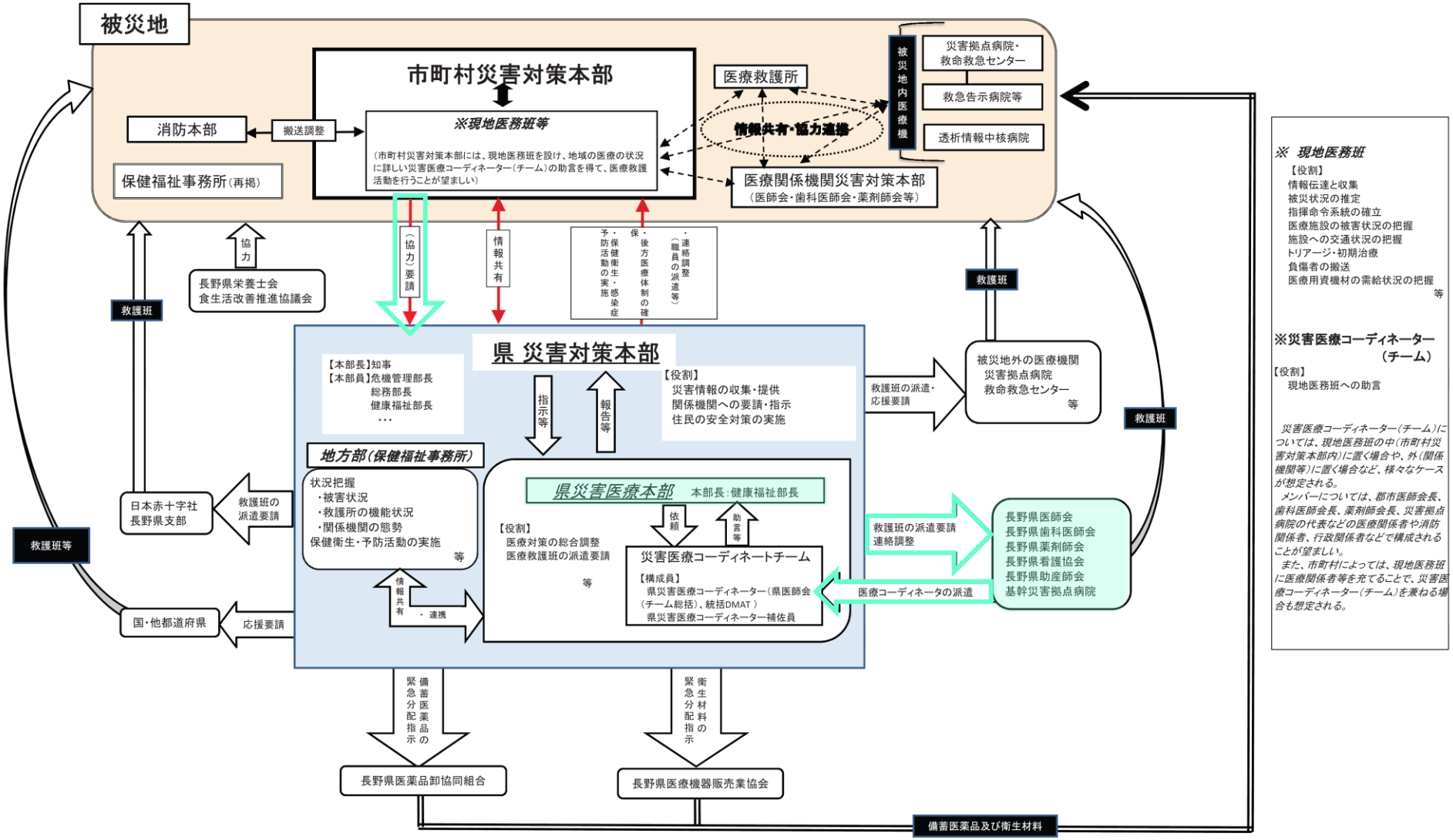
② **災害時**における歯科口腔に関する保健医療サービスの提供体制の確保

災害対策基本法（平成30年6月27日改正）第40条	都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
長野県歯科口腔保健推進条例（令和３年10月18日一部改正）　第10条	県は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として次に掲げる事項を実施するものとする。～中略～ （７）災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。
長野県地域防災計画（平成30年度修正）	地域災害拠点病院（医療圏毎10か所）を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等による支援体制を確保する。
長野県歯科医師会との災害協定「災害時の歯科医療救護についての協定書」（平成11年４月26日締結）	・県は、災害対策基本法に基づき市町村が行う歯科医療救護について、協力を得て実施。 ・県歯科医師会は、「歯科医療救護計画」を策定し県に提出。 ・県は、県歯科医師会に歯科医療救護班の派遣を要請し、歯科医療救護班は、県又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において活動する　等

○　長野県災害医療活動指針	平成23年長野県（健康福祉部医療推進課）
○　健康危機管理マニュアル	平成13年長野県（衛生部）
○　要配慮者防災・避難マニュアル策定指針	平成27年３月長野県（健康福祉部健康福祉政策課ほか）
○　避難所における健康支援活動ガイドライン	平成27年12月長野県（健康福祉部医療推進課看護係）
○　長野県災害時保健活動ガイドライン	平成27年12月長野県（健康福祉部医療推進課看護係）

※部課名については全て策定年当時

【参考】災害時医療教護活動における体系（亜急性期：３日目～概ね１週間）



「長野県災害医療活動指針」（平成23年長野県健康福祉部医療推進課※）

※平成23年当時

災害時の歯科口腔保健医療

現状と課題

② **災害時**における歯科口腔に関する保健医療サービスの提供体制の確保

○　県は、「災害時の歯科医療救護についての協定書」を長野県歯科医師会と締結しており、当該協定に沿った支援体制を充実していく必要がある。

○　誤嚥性肺炎や低栄養の予防のため、災害時における避難所等での歯科口腔管理や食支援等は重要であり、災害歯科医療コーディネーターの調整等、具体的な活動内容等について検討していく必要がある。

令和４年度実績	・長野県地域防災計画（令和４年度修正版）風水害対策編第３章第17節に、避難所等における歯科衛生士による口腔衛生指導について、新たに明記。

新	旧	修正理由・備考
第１７節　保健衛生、感染症予防活動	**第１７節　保健衛生、感染症予防活動**	
第２　主な活動 １　保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。 さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。	**第２　主な活動** １　保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。	長野県歯科口腔保健推進条例の改正に伴う修正
第３　活動の内容 **１　保健衛生活動** **（1）基本方針** 災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。 また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。 このほか、市町村を通じて被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。 **（2）実施計画** **イ【市町村が実施する対策】** （ウ）　県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。	**第３　活動の内容** **１　保健衛生活動** **（1）基本方針** 災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。 また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。 このほか、市町村を通じて被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。 **（2）実施計画** **イ【市町村が実施する対策】** （ウ）　県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。	長野県歯科口腔保健推進条例の改正に伴う修正 脱字の修正

「長野県地域防災計画（令和４年度修正版）風水害対策編」第３章第17節　抜粋

条例第10条「基本的施策」のうち従来からある項目に関連する事業

拡充 在宅重度心身障がい児者訪問歯科健診事業

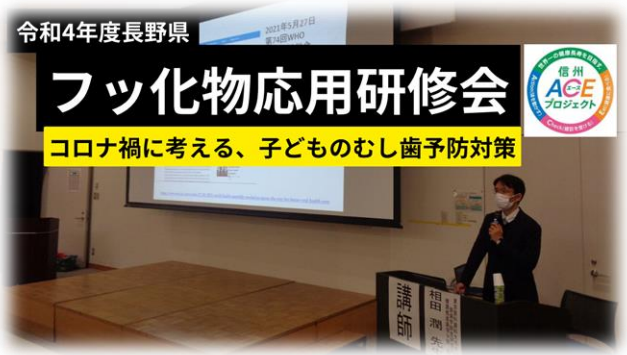
第10条（５）特に配慮を要する者への歯科口腔に関する保健医療サービスの確保

・在宅で介護を受けている重度心身障がい児者へ訪問歯科健診を行い、必要であれば訪問歯科診療や病院の紹介等につなげることで、保健医療サービスの構築を図る。

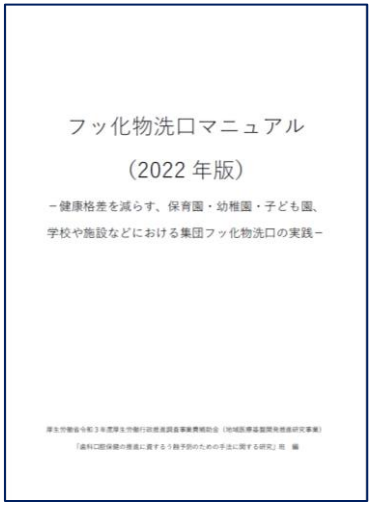
拡充 フッ化物応用推進事業

第10条（３）フッ化物応用等に関する必要な措置

・市町村等が実施するむし歯予防としてのフッ化物応用を支援するため、研修会の開催に加えて、令和４年度に厚生労働省が報告した「フッ化物洗口マニュアル（2022版）」を踏まえ、「長野県フッ化物応用（洗口）マニュアル（仮）」の作成を行う。



（令和４年度長野県フッ化物応用研修会：「フッ化物洗口マニュアル（2022年版）」の執筆者である相田 潤先生の講演）


フッ化物洗口マニュアル

（2022 年版）

－健康格差を減らす、保育園・幼稚園・子ども園、学校や施設などにおける集団フッ化物洗口の実践－

『「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について』（令和４年12月28日付け医政発1228第７号・健発1228第１号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知）より

新規 データ活用による歯科検診推進事業

① 定期的に**歯科検診**等を受けるための取組の推進
③ **歯科と医科の連携**による保健医療サービスの充実

○　本県の市町村国保被保険者を対象として、国保データベース（ＫＤＢ）システムを活用して口腔と全身の相関関係等の分析を行い、歯科検診受診の重要性を周知啓発するための基礎資料とするとともに、国民皆歯科検診に向けて、より効率的・効果的な歯科検診受診推進の対策を検討する。

事業内容（予定）	（１）KDBにおける歯科レセプトデータと医療・介護等データを突合・分析 （例：糖尿病患者や誤嚥性肺炎の経験がある者を抽出し、歯科検診受診の有無と入院回数や医療費等を経年比較） （２）得られた結果について、有識者による関係者会議(検討会)を開催 ⇒国民皆歯科健診に向けて、市町村の歯科検診事業の円滑な運営やデータ管理における課題等を整理し、歯科検診に関する体制構築、環境整備などについて、関係者会議で協議 （３）市町村職員を対象とした研修会を開催し、データ分析方法等や課題対応への意見交換 （４）事業報告書を県内市町村及び関係者等へ提供

新規 市町村国保歯科口腔保健指導支援事業

① 定期的に**歯科検診**等を受けるための取組の推進
④ **歯科医療従事者の確保**及び資質の向上

○　市町村国保が実施する重度歯周病患者等への歯科口腔保健指導に対し、歯科衛生士の専門的観点から助言等を行い、自身の歯科口腔管理を推進することで、歯科保健指導体制を支援する。

事業内容（予定）	（１）市町村国保が実施する歯科口腔管理推進のための歯科口腔保健指導等に対する支援 （概要）市町村国保が実施する保健指導の場において歯科口腔保健指導の実施等、歯科衛生士の専門的視点助言・支援等を実施する。なお、実施内容、支援対象者は市町村の要望により実施する。 （２）歯科口腔管理推進のための歯科口腔保健指導用教材の作成及び研修会の開催（保健指導の基盤整備） （概要）市町村が重度歯周病患者等に対する歯科口腔保健指導に活用できる指導用教材等を作成するとともに、歯科口腔管理推進のための歯科口腔保健指導が効果的に実施されるよう、市町村職員等を対象とした研修会を開催する。 （実施内容）① 歯科口腔保健指導用パンフレットの作成 ② 重度歯周病患者等に対して、市町村国保の効果的な歯科口腔保健指導のための研修会の開催 （対象者）　① 市町村国保の専門職（保健師・看護師等）が保健指導で活用 ② 市町村職員（保健師、看護師、事務職等）